## 建設リサイクル法に基づく

## 解体工事業者の登録に係るお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく解体工事業者の登録申請については、窓口のほか、郵送による受付も行っております。

申請内容等の事前相談については、電話・FAX 等での対応も行っておりますので、下記 問合わせ先までご連絡をお願いいたします。

また、手数料の納付につきましては、いばらき電子申請・届出サービスにより電子納付が 可能ですので、申請予定の方は事前に問合せ先までご連絡ください。

## 郵送に必要な書類について(茨城県土木部検査指導課ホームページより入手できます)

- ○解体工事業登録申請(新規・更新)をする場合 【提出部数】2部
  - ·解体工事業登録申請書(別記様式第1号)
  - ・誓約書 (別記様式第2号)
  - ・技術管理者の基準に適合することを証する書面 ※実務経験を必要とする場合は、実務経験証明書(別記様式第3号)
  - ・登録申請者等の調書(別記様式第4号)
  - ・住民票抄本等(法人の場合は役員の住民票抄本等も必要)
  - 法人の場合は登記簿謄本
  - ・技術管理者の住民票抄本等
  - ※申請書類の記載例、様式等は、「解体工事業登録申請の手引き」を参照ください。

URL: https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/recycle/05recycle/c.html

- ○申請手数料 新規:33,000円 更新:26,000円 ※納付方法は、「茨城県収入証紙」又は「いばらき電子申請・届出サービスによる電子 納付」(「解体工事業登録申請の手引き」P.4参照)となります。
- ○登録申請書副本の返信用封筒(強制ではありません)

※郵便事故による書類等の紛失を防止するため、「**レターパック(宛名記載)**」又は「A4 の書類が入る返信用封筒**(宛名記載、320 円+簡易書留分 350 円の切手添付)**」を同封してください。

問合せ先:茨城県土木部検査指導課 建設リサイクル担当

電 話: 029-301-4386 F A X: 029-301-4389

郵 送 先: 〒301-8555 茨城県水戸市河原町 978-6

検査指導課 建設リサイクル担当宛